

別表第3（第16条関係）

業務形態	算定式	備考
飲食店	延べ面積 (㎡) × 0.24	
喫茶店	延べ面積 (㎡) × 0.11	
パチンコ店・ゲームセンター	延べ面積 (㎡) × 0.11	
カラオケボックス	延べ面積 (㎡) × 0.11	
テニスコート・プール(し尿のみ)	総便器数	
駐車場・車庫	総便器数	
ガソリンスタンド	延べ面積 (㎡) × 0.06	
保育所・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校・給食センター	(児童・生徒数 + 教職員数) × 0.2	
高校	(生徒数 + 教職員数) × 0.25	
集荷場	延べ面積 (㎡) × 0.06	
倉庫	延べ面積 (㎡) × 0.02	
公衆便所	総便器数	
公民館・集会施設	延べ面積 (㎡) × 0.055	地区集会所除く
ホテル、旅館等	延べ面積 (㎡) × 0.15	結婚式場または宴会場を有する場合
〃	延べ面積 (㎡) × 0.075	結婚式場または宴会場を有しない場合
体育館	延べ面積 (㎡) × 0.045	
事務所・事業所・店舗等	延べ面積 (㎡) × 0.06	
マーケット	延べ面積 (㎡) × 0.075	
老人福祉センター・児童福祉施設等	延べ面積 (㎡) × 0.055	
美術館・資料館等	延べ面積 (㎡) × 0.075	
老人ホーム・介護施設・ユースホテル	定員	
病院	ベッド数 × 定数6	
医院・診療所	延べ面積 (㎡) × 0.11	
工場、作業所等	定員 (人) × 0.75	業務用厨房設備 有
〃	定員 (人) × 0.30	業務用厨房設備 無

- 備考
- 1 換算処理人員が1に満たない場合は1を換算処理人員とし、1を超える場合で1に満たない端数が生じたときは、その端数を切り捨てた数を換算処理人員とする。
 - 2 定員は、その所属を問わず、排水設備を整えた作業所等において勤務することを常態とする者をいう。
 - 3 この表の区分によることができないものについては、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項表中の規定に基づく昭和44年建設省告示第3184号(建築基準法施行令第32条第1項表中の規格に基づく処理対象人員の算定方法)に規定する、日本産業規格「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準(JISA3302—2000)」に定めるところを基準として、町長が別に換算処理人員を定める。
 - 4 一般住宅と併用の場合、その他の建物用途として使用される延べ面積に対する処理対象人員と世帯人員の合計人員とする。
 - 5 排水設備をもたない施設はこの限りでない。
 - 6 建築物の使用状況により実情に添わないと考えられる場合は、算定人員を増減することができる。